

「証券市場の改革促進プログラム」の進捗状況

1. 誰もが投資しやすい市場の整備～多様な投資家の幅広い市場参加の促進～

(1) 証券会社を通じた市場参加の促進

〔最低資本金の引下げ・主要株主ルール、販売代理店制度の導入〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（14年12月16日）。主要株主ルール、証券仲介業制度などの内容を盛り込んだ証券取引法等の一部を改正する法律が成立（15年5月23日）。

【今後の予定】政令・内閣府令を改正し、16年4月1日施行。特に、証券仲介業制度については、個人投資家育成対策会議等において、その積極的活用に向けてPRを行うとともに、日証協において契約書モデルの作成等、制度活用に係る環境整備を行う。金融庁においてもこれらの環境整備に積極的に参画する。

〔信頼性の向上に向けた業務のあり方の検証〕

顧客に対する一層忠実な業務執行を確保する観点から、以下の施策を実施するとともに、その実施状況を点検する（14年12月16日公表。15年4月1日事務ガイドライン改正）。

- ・ 近時の顧客情報漏洩事件等を踏まえ、顧客情報等の管理の徹底を図る。
- ・ 顧客の取引状況等を迅速に把握し、トラブルを未然に防止する観点から、証券会社が顧客との面談を行う制度の整備及び適切な運用を図る。

【今後の予定】インターネットを通じた個人投資家の株式取引が5割を超えている現状に鑑み、インターネット取引に係る実態把握の結果、証券取引等監視委員会の建議を踏まえ、ネット証券会社における売買審査体制の強化を促す内閣府令及びガイドライン改正を行う（15年9月12日府令公布、15年9月30日施行予定）。

〔資産管理型営業等新たな業務展開に係る方策の検討〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（14年12月16日）。ラップ口座の円滑な実施を可能とするなどの内容を盛り込んだ証券取引法等の一部を改正する法律が成立（15年5月23日）。

日証協においてラップ口座の相談窓口を設置（15年7月11日）。

【今後の予定】政令・内閣府令を改正し、16年4月1日施行。個人投資家育成対策会議等において、ラップ口座の積極的な活用のため、個人投資家へのPR等を行うとともに、日証協等において参考様式の作成の検討、海外事例の研究等に取り組む。

〔取引一任勘定取引の範囲の見直し〕

投資家の利便性向上のため、投資家は売買の別、銘柄及び数を明示したうえで、「価格」については、一定の範囲を指定して、証券会社に注文を出すことができることとした（内閣府令改正（14年12月13日施行）、事務ガイドライン改正（14年12月13日適用）、日本証券業協会会員通知（14年12月6日発出））。

〔累投、ミニ株、ETFの普及活動の要請〕

日本証券業協会において、証券投資の日（14年10月4日）にあわせて、全国9都市で開催したイベントにおいて、累投、ミニ株、ETFの普及促進をPR。

【今後の予定】15年度においても、証券投資の日に全国10都市で開催される日証協によるイベント（金融庁後援）において普及促進についてPRを行う。

〔投資信託の周知・普及のためのイベント開催等の要請〕

- ① 投資信託協会の主催（金融庁後援）により、全国3ヶ所で「投資信託フォーラム2002」を開催（14年11月1日札幌、14年11月5日福岡、14年12月13日東京）。
- ② 投信信託に関する十分な情報提供を図るため、投資家が保有している投資信託の時価や損益等を知ることのできるシステムを、投資信託協会のホームページ上に開設（14年10月31日）。

【今後の予定】投資信託協会の主催により、投信信託教室を東京証券会館で開催（15年9月4日～9月25日までの毎週1回 計4回）。「投資信託フォーラム2003」（金融庁後援）についても全国2ヶ所で開催予定。（15年10月29日横浜、15年11月7日広島）

〔株式の投資単位引下げの要請〕

取引所等において、著しく投資単位が高い3月決算会社13社に対し、投資単位引下げを勧告（14年11月上旬までに実施済）。

【今後の予定】取引所等において、各社の対応をフォローアップ。

〔株価収益率等の表示の検討要請〕

東証ホームページにおいて、個別企業の株価情報やROE・PER等の決算・投資指標情報の提供を開始（15年6月16日）。

(2) 銀行等における有価証券の販売

〔銀行と証券会社の共同店舗〕

投資家が有価証券取引を行える店舗の増加・多様化を進める観点から、銀行と証券会社の共同店舗を解禁（14年9月17日、内閣府令・事務ガイドライン改正）。日証協及び全銀協において相談窓口を設置（日証協15年7月11日）（全銀協15年7月14日）。

【今後の予定】個人投資家育成対策会議等において共同店舗の更なる活用に向けた検討を行う。

〔銀行等の有価証券売買の書面取次ぎ〕

銀行窓口における株式や社債などの書面取次ぎ業務が円滑に行われるよう、業務運営上の留意事項を明確化（14年9月17日、事務ガイドラインの新設・改正）。

協同組織金融機関については、金融審議会第一部会報告において、具体策を提言（14年12月16日）。協同組織金融機関による有価証券売買の書面取次ぎ業務の解禁などの内容を盛り込んだ証券取引法等の一部を改正する法律が成立（15年5月23日、15年6月30日施行）。

【今後の予定】全銀協において、その周知に努めるとともに、相談に応じるなど支援体制を整備。

(3) 信頼される投資信託・投資顧問サービスの確立

〔信頼性の向上に向けた業務のあり方の検証、運用結果に対する説明責任・運用体制のあり方の検討要請、運用結果に係る開示ルールの強化等〕

信頼される投資信託・投資顧問サービスの確立を図る観点から、以下の事項等について、明確化・義務化を図る（内閣府令、事務ガイドライン、投資信託協会の自主ルール等）（14年12月16日公表）。

- ① 運用体制や具体的な運用方針の決定プロセスの開示
- ② 取引を発注する証券会社や投資信託の販売会社をどのように選んでいるかを開示
- ③ 運用報告書の開示項目の拡充（運用方針と運用結果の乖離についての説明等）
- ④ 運用状況に係る適時開示 等

上記取組みの一環として、投資顧問業協会が、業務執行体制に関する自主規制基準等を改正（14年12月18日）、投資信託協会が「国民から信頼される投資信託に向けての取り組みについて」を公表（14年12月25日）、さらに同協会が、ディスクロージャーに関する事項等についての自主規制基準を改正（15年4月30日）。

また、投資信託・投資顧問の信頼性向上の観点から、事務ガイドラインを改正（15年4月1日）。

【今後の予定】投資信託協会において、投信商品の開発促進や、ウェブサイトによる投資家への情報提供等について引き続き検討を行う。

〔最低資本金の引下げ・主要株主ルールの導入〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（14年12月16日）。主要株主ルールなどの内容を盛り込んだ証券取引法等の一部を改正する法律が成立（15年5月23日）。

【今後の予定】政令・内閣府令を改正し、16年4月1日施行。

〔投資信託目論見書の改善〕

【今後の予定】目論見書制度の見直しについては、金融審議会第一部会において検討を行い、次期通常国会において所要の改正を行う。

（4）投資知識の普及・情報の提供

〔金融庁ホームページの拡充、学校における金融・証券教育の促進要請等〕

① 金融庁ホームページに、金融・証券・保険関係団体が一般消費者向けに行っている知識普及活動を一覧的に紹介するサイトを新設（14年11月14日）。

【今後の予定】適宜見直しを実施。

② 学校における金融教育の一層の推進について、金融庁長官名で文部科学省に対して文書で要請（14年11月14日）。

【今後の予定】16年度において、初等中等教育段階における金融教育の実態把握及び教員との懇談会を開催する予定（16年度予算要求）。

③ 中学・高校生向け金融・証券・保険に関する副教材の開発作業中。

【今後の予定】15年9月中にホームページに掲載予定。同時に、文部科学省の協力を得て、教科書会社に見本を発送。

16年度においては、製本作成し、全国の中学・高校に見本として配布予定。このほか、高校3年生を対象に、金融取引等の基本的な知識を解説するパンフレットの作成・配布を予定（16年度予算要求）。

〔金融・証券関係団体やNPO等との連携強化の検討要請〕

金融広報中央委員会において、金融・証券・保険関係団体やNPO等との連携強化のため、「金融に関する消費者教育の進め方についての連絡協議会」を開催（4回開催）。

【今後の予定】これまでの成果物として、連絡協議会メンバーの活動内容等を紹介した「金融学習ナビゲーター」の作成・配布や、イベントの共同開催等を実施。今後は共同事業化を検討。

今秋を目途に、政府・証券各団体・NPO法人の連携による投資教育の推進に向けた会議を開催。

(5) 証券税制

〔投資家の参加を促進する今次税制改正要望の実施〕

上場株式等の譲渡益・配当、株式投資信託の分配金について、一律に、5年間は税率を10%に軽減する証券税制が決定（与党3党税制改正大綱（14年12月13日）、「平成15年度税制改正の要綱」（15年1月17日閣議決定）、税制改正法成立（15年3月28日））。

【今後の予定】16年度税制改正に向けて、「貯蓄から投資へ」の流れを更に推進するため、相続・贈与の場合の課税軽減、譲渡損失の繰越控除期間の延長等の種々の優遇税制の導入、金融商品課税の一体化を促進するための税制等について要望。

2. 投資家の信頼が得られる市場の確立～市場の公正性・透明性の確保～

(1) 監視体制の強化等

〔証券取引等監視委員会の体制・機能の強化〕

- ① 平成15年度予算で、証券取引等監視委員会において、37名（財務局の監視官部門を合わせると54名）増員。
- ② 委員長補佐官（証券会社前副社長）を設置（14年10月1日）。
- ③ 弁護士・公認会計士の追加登用（8名登用）。

【今後の予定】16年度定員として、証券取引等監視委員会について45人の増員を総務省に要求。総合規制改革会議第2次答申において指摘された証券取引分野における市場監視機能の強化等について引き続き検討を行う。

〔証券市場行政関係部署の連携強化〕

証券市場行政を担当する部署の連携を一層強化するため、証券市場行政総括官を設置するとともに（14年8月22日）、証券市場行政総括官が主宰し、金融庁課長クラスをメンバーとする金融庁証券市場行政連絡会議を設置し、毎月開催。

【今後の予定】連絡会議を毎月引き続き開催。

(2) 会計・監査の充実・強化

〔監査法人等に対する監督の強化〕

金融審議会公認会計士制度部会報告において、具体案を提言（14年12月17日）。

監査法人等に対する監視・監督体制の強化などの内容を盛り込んだ公認会計士法の一部を改正する法律が成立（15年5月30日）。

【今後の予定】監査法人等の品質管理の状況のモニタリング等を行う公認会計士・監査審査会の立ち上げ準備（事務局として70人の定員要求など）。政令・内閣府令を改正し、16年4月1日施行。

〔公認会計士のあり方の見直し〕

金融審議会公認会計士制度部会報告において、具体案を提言（14年12月17日）。

公認会計士試験制度の見直しや公認会計士等の独立性の確保のための諸制度の導入などの内容を盛り込んだ公認会計士法の一部を改正する法律が成立（15年5月30日）。

【今後の予定】新公認会計士試験制度の実施に向けた金融審議会、公認会計士審査会における検討による準備。政令・内閣府令を改正し、18年1月1日施行。

〔ストック・オプションの会計処理基準の作成〕

（財）財務会計基準機構・企業会計基準委員会において、「ストック・オプションの会計に係る論点の整理」を公表（14年12月19日）。

【今後の予定】「論点の整理」公表後、1年程度で公開草案を公表する予定。

(3) 市場における公正な取引の確保

〔信用取引に係る価格ルールの導入〕

市場に対する信頼性の向上を図る観点から、信用取引について、公正な取引を確保するための価格ルールを導入（14年9月17日、内閣府令改正）。

〔店頭登録市場における顧客注文の最良執行の義務付け〕

日本証券業協会において、一定の小口注文については、顧客注文の最良執行を担保するため、注文を受けた証券会社の気配値で即座に取引を成立させるのではなく、各マーケットメーカーの中の最良気配で取引を成立させるJASDAQマーケットメイクシステムへ発注するよう、証券会社に義務付け（14年11月27日規則改正認可、15年5月施行）。

〔機関投資家の受託者責任の実効性の検証〕

機関投資家の受託者責任の実効性を確保するため、以下の対応を行う（14年12月16日公表）。

- ① 投資信託委託業者・投資顧問業者への対応も踏まえ、委託者保護の観点から、特別勘定に係る保険会社の運用体制及び信託銀行の運用体制の充実等に関し、事務ガイドラインの見直しを実施。（15年6月30日、事務ガイドライン改正）
- ② 信託業務の受託者責任のあり方については、金融審議会第二部会中間答申において、一定の見解が示されたところであるが、今後引き続き検討を行うとともに、信託協会に対して運用状況等に関するディスクロージャー、運用体制等に係る対応を行うよう要請する。
- ③ 保険会社（特別勘定）の運用状況等に関するディスクロージャーの充実に関し、事務ガイドラインを改正（15年6月30日）。
- ④ 保険会社（特別勘定）及び信託銀行の運用体制等について検査・監督を通じたチェックを行う。

【今後の予定】信託業務の受託者責任については、金融審議会第二部会中間答申を踏まえ、信託業法の改正作業中。

〔証券アナリストに関する自主ルールの見直し〕

日本証券業協会において、アナリストの意見の独立性確保、アナリストレポートの対象企業とアナリスト・証券会社との利益相反状況の開示、社内管理体制の一層の整備のための自主ルールを整備（理事会決議「アナリスト・レポートの取扱い等について」を改正（15年1月15日））。

〔外務員のコンプライアンスの強化〕

日本証券業協会において、①外務員資格更新制の導入、②外務員資格停止処分等の導入、③証券事故の典型的事例の概要及び留意点を取りまとめた「コンプライアンス・レター（仮称）」の作成・周知、④コンプライアンス体制整備に対する支援を行うための「コンプライアンス・アドバイザー（仮称）」の派遣を行う（14年12月18日、理事会決議）。

〔インターネットによるタイムリーなディスクロージャーの促進〕

企業のタイムリーなディスクロージャーが円滑に行われるよう、以下の内容の改正政令・内閣府令を公布（15年6月27日、16年2月1日施行）。

インサイダー取引規制の解除要件である「公表」に、上場会社等が証券取引所等の規則で定めるところにより当該証券取引所等に通知した重要事実が、インターネットを通じて証券取引所等のホームページにより公衆の縦覧に供されたことを加える。

〔金融商品販売法の施行状況の調査、点検〕

金融商品販売法の施行状況について、金融商品販売業者・消費生活センターの相談員に対するアンケート調査等を実施、結果を公表。併せて、調査等の結果を踏まえ、本法の周知状況を改善するため、広報等に一層努めるとともに、業者間での勧誘方針に係るコンプライアンスの競争が促進されるよう、勧誘方針についての改善を各業界団体に要請（14年12月26日）。

【今後の予定】本要請についてフォローアップを行う（15年年度内）。

（4）ディスクロージャーの充実・合理化

〔有価証券報告書に係る「リスク情報」等の開示の充実〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（14年12月16日）。有価証券報告書等において、特定の取引先への依存、重要な訴訟事件の発生等のリスク情報等といった「事業等のリスク」に関する項目等を新設し、開示を充実（15年4月1日 改正府令施行）。

〔「四半期財務・業績情報」の開示の実務要領の整備〕

① 業績概況の開示

15年4月以降に開始する事業年度から、上場会社に「四半期業績の概況」の開示を義務付け（15年2月1日規則改正実施）。

② 財務・業績情報の開示

16年4月以降に開始する事業年度から、上場会社に「四半期財務・業績情報」の開示を義務付けることを目標に、四半期財務諸表の作成要領等について検討する「検討委員会」を取引所が合同で設置（14年12月17日公表、15年1月16日第1回会合を開催、15年8月11日検討委員会報告書提出・公表）。

【今後の予定】取引所において、上場会社に「四半期財務・業績情報」の開示を義務付ける方向で、規則改正等の作業を進める予定（15年年内を目標）。

〔タイムリーディスクロージャーの適正性確保〕

タイムリーディスクロージャーの適正性を確保するため、取引所等において、

- ① 事後チェックのための事務体制を強化する（専担者の配置等）
- ② 適時開示規則違反件数及び悪質な違反事例を公表（15年4月以降公表を開始）
- ③ 適時開示規則違反行為に係る上場廃止基準の運用を厳格化する等の具体的な施策について公表（14年12月17日）。

〔一定の有価証券届出書について効力発生期間の短縮〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（14年12月16日）。組込方式の有価証券届出書についての効力発生期間を15日間から7日間に短縮する等の改正を行った（15年4月1日 事務ガイドライン改正）。

〔強制公開買付規制の適用除外要件の拡大〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（14年12月16日）。事業再編の迅速化、手続の簡素化の観点から、公開買付規制の対象である「総株主の議決権の3分の1」を超える株券等の買付けのうち、「担保権実行による株券等の取得」や「事業再編等による一定要件を満たす株券等の買付け」を適用除外とした（15年4月1日 改正政令施行）。

【今後の予定】公開買付規制の見直しについては、金融審議会第一部会において検討を行い、次期通常国会において所要の改正を行う。

（5）コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化

〔決算短信における「ガバナンス関連情報」の充実、開示の義務化〕

取引所等において、決算短信への「コーポレート・ガバナンスに関する取組み状況」の記載を15年3月決算発表分から義務付け（15年2月1日規則改正実施）。

【今後の予定】取引所において記載内容についてとりまとめ、今秋公表する予定。

〔有価証券報告書に係る「ガバナンス関連情報」等の開示充実〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（14年12月16日）。有価証券報告書等において、内部統制システム、リスク管理体制、役員報酬（社内取締役・社外取締役の区分）、監査報酬（監査証明に係る報酬とそれ以外の区分）等の情報等といった「コーポレート・ガバナンスの状況」に関する項目等を新設し、開示を充実（15年4月1日 改正府令施行）。

〔コーポレート・ガバナンスへの実効的な取組み〕

東証において、有識者等による「上場会社コーポレート・ガバナンス検討委員会」を設置（14年11月19日公表）。望ましいコーポレート・ガバナンスの在り方について検討開始（14年12月24日に第1回会合を開催。）。

【今後の予定】第1回会合より1年を目途に報告書を取りまとめる予定。

〔投資家の議決権行使に向けた上場企業の環境整備の促進〕

取引所等において、「株主総会開催日の分散化」、「招集通知発送日の早期化」等を上場会社に要請（15年3月18日）。また、15年5月より取引所等のホームページにおいて、上場各社の総会開催予定日、招集通知内容の自社ホームページへの掲載状況等を一覧表示。

〔上場企業の議決権の代理行使の勧誘に関する手続きの整備〕

上場企業の議決権の代理行使の勧誘に関する手続きにつき、参考書類の記載事項を変更・合理化するとともに、委任状や参考書類の交付を電磁的方法により行うことができることとする等の整備を実施（改正政令及び府令 15 年 4 月 1 日施行）。

3. 効率的で競争力のある市場の構築～市場の安定性・効率性の向上～

（1）世界に目を向けた中長期的な市場のあり方の検討

〔国内取引所の海外展開、内外取引所の連携・統合〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（14 年 12 月 16 日）。取引所の持株会社制度や、取引所が海外に端末を設置し、海外からの注文を直接受注できる制度などの内容を盛り込んだ証券取引法等の一部を改正する法律が成立（15 年 5 月 23 日）。

【今後の予定】政令・内閣府令を改正し、16 年 4 月 1 日施行。金融審議会第一部会において、引き続き、取引所市場、店頭市場、PTS の位置付け、取引所取引原則等について議論を行い、次期通常国会において所要の改正を行う。

（2）市場の整備

〔上場廃止基準の厳格化〕

取引所等において、取引所上場銘柄に対する信頼を確保する観点から、債務超過に係る上場廃止基準の厳格化、時価総額に係る上場廃止基準の新設などを実施（14 年 10 月以降、各取引所等において逐次、規則改正を実施）。

〔クロスボーダー取引のための端末設置行為に係る規定の整備〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（14 年 12 月 16 日）。海外取引所による国内への端末設置行為に係る規定の整備などの内容を盛り込んだ証券取引法等の一部を改正する法律が成立（15 年 5 月 23 日）。

【今後の予定】政令・内閣府令を改正し、16 年 4 月 1 日施行。

〔共通化が可能な国内市場間のルールの整備〕

各取引所等においてルールが相違している、①新興企業向け市場における四半期開示の内容、②適時開示に係る開示内容の軽微基準の取扱い等について、ルールの共通化を図るための規則改正を実施（15 年 2 月 17 日）。

〔公社債流通市場の流動性及び価格の公正性・透明性の向上〕

日本証券業協会は、公社債の発行面を含め、流動性向上の方策に係る論点整理を公表（14年12月25日）。また、ホームページ上において個人向け社債等に係る価格情報を提供する制度を創設（15年2月19日 理事会決議、15年4月30日から運用開始）。

〔未公開企業の株式売買（グリーンシート）のあり方の検討〕

日本証券業協会において、①日本証券業協会による価格情報の日々公表、②タイムリーディスクロージャーの導入等の規則改正を実施（15年3月26日）。

〔私募債市場に参加する適格機関投資家の範囲の拡大〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（14年12月16日）。「適格機関投資家」の範囲について、ベンチャーキャピタル会社（資本金5億円以上）、厚生年金基金（純資産額100億円以上）の追加等、ベンチャー企業、中小企業への事業資金調達の担い手等を拡大（15年4月1日 改正府令施行）。

〔エクイティ関連商品に係る私募の取扱いの検討〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（14年12月16日）。エクイティ関連商品（株券、新株予約権付社債券等）を「プロ私募」の対象とした（15年4月1日 改正政令施行）。

（3）証券決済システムの整備

〔新しい証券決済制度の円滑な実施〕

- ① 証券決済システム改革法の政令・内閣府令の整備を行い、セーフティネットである加入者保護信託における請求や支払の手続、清算機関における清算対象取引の範囲等を具体化（14年12月6日公布）。
- ② 市場関係者をメンバーとする証券受渡・決済制度改革懇談会が、証券決済システム改革への共通のコンセンサス形成とスケジュールの具体化を目指し、報告書「証券決済制度改革の推進に向けて」を公表（14年11月21日）。
- ③ 平成15年度税制改正において新しい証券決済システムの円滑な実施に資する税制（清算機関が保有する公社債の源泉徴収免除、加入者保護信託に支払う負担金の損金算入等）が決定（税制改正法成立（15年3月28日））。
- ④ 証券決済システム改革法施行（15年1月6日）。新たな国債振替制度（日本銀行）が開始（15年1月27日）。短期社債（ペーパーレスCP）振替制度が開始（15年3月31日）。

【今後の予定】これまでの法改正を踏まえ、各種有価証券に係る振替制度及び清算機関が順次稼動を開始する予定。

〔株式を含めた証券決済システムの完成〕

法制審議会において、要綱公表（15年9月10日）。現在、要綱を踏まえて、法案作成に向けて作業中。

【今後の予定】要綱を踏まえた法制化を図る。

（4）証券化・流動化の促進

〔住宅ローン証券化市場の育成〕

- ① 住宅金融公庫債券を含む月次パススルー債（毎月元利金の支払いを行う債券）について、流動性の向上を図る観点から、社債等登録制度上の登録請求ができない期間を3週間から2週間に短縮（社債等登録法施行令、同施行規則改正（15年1月6日施行））。
- ② 住宅ローン債権を含む指名金銭債権等の証券化について、一つのSPCが追加的にこれらの資産を取得して証券化を行うスキームの利便性の向上を図るため、流動化計画の記載方法を弾力化（府令改正、14年12月20日施行）。

〔資産流動化スキームの利便性の向上〕

（上記〔住宅ローン証券化市場の育成〕②参照）

〔銀行等の貸出債権の証券化の促進〕

全国銀行協会開催の貸出債権市場協議会において、報告書を公表（15年3月28日）。

「証券市場の改革促進プログラム」に関しては、パブリック・コメントを求めるとともに、その結果を金融庁ホームページに掲載（14年10月15日）。